

地方議会議員のコンプライアンス

弁護士 田 中 宏

(司会)

それでは、本日、遠路北海道から来ていただきました、弁護士の田中宏先生のプロフィールを少し紹介させていただきます。

先生から事前に「私の意見」という、まとめられた御本をお送り頂きまして、全部ではないのですが、経歴を拝見させて頂きまして、1946（昭和 21）年、北海道の小樽市でお生まれになりました。中央大学と北海道大学で学ばれて、弁護士活動を続けておられるということです。中でも非常に興味を持ちましたのは、二風谷ダム裁判のことです。アイヌ民族やアイヌ文化にも密接に関連した訴訟で、そこで色々ご尽力されたということです。それから、今回私ども議会改革の特別委員会で、先生に是非来ていただきたく思ったのが、2012（平成 24）年に刈谷市でも同じタイトルで講義しておられます。その御縁があって、今日、貴重なお話をいただけるかと思えます。先生には、まず感謝申し上げて、ご紹介とさせていただきます。宜しく願いいたします。

それでは、時間も限られておりますので、さっそく御講義を始めていただきます。宜しく願いいたします。

(田中)

1 自己紹介

田中宏です。本日は宜しく願いいたします。

まず、北海道の札幌の一弁護士を、この愛知県小牧市に呼んで頂きありがとうございます。僕は、2012（平成 24）年に刈谷市で「地方議会議員のコンプライアンス」という話をしました。本日と同じテーマです。今回お呼びいただいて、改めて政務活動費（2012（平成 24）年の地方自治法の改正で、政務調査費は政務活動費となった。以後、政務活動費で統一します。）の返還

を求められている判例を調べてみました。7年前に刈谷市でお話をした時とは全く違う状況になっていることが分かりました。今日はそのことを、皆さんに分ってもらいたく、お話をさせていただきます。

本題に入る前に、若干自己紹介をさせていただきます。僕は、1946（昭和21）年に北海道の小樽で、風呂屋、公衆浴場の息子として生まれました。地元の高校を出て、東京の中央大学に入学しました。当時は、大学紛争で授業もないような、ぐちゃぐちゃな時代でした。法学部3年の時に、親父からSOSがきて、もう金を送られないから、お前戻って来いということで北海道に戻りました。捨てる神あれば拾う神ありで、北海道大学法学部に転入学いたしました。その後、司法試験に受かって、1975（昭和50）年に弁護士となりました。この4月で、弁護士になって45年になります。よくもこんなに長い間やってこられたなと思います。この間色んなことがありました。先程ご紹介いただいたアイヌ民族にかかわる事件を担当したり、札幌弁護士会の会長をやりました。また、北海道大学に法科大学院が創設されたときに、特任教授を4年間やりました。何を教えたかという、法曹倫理という聞き慣れない科目です。法曹倫理という科目は、弁護士を始めとする裁判官、検察官のあり方に対する心構え、そして、規制と違反に対する制裁という最低限の行為規範を教えるものです。しかし、立派な法律家になるためには、最低限の行為規範を守るだけでは足りない。それを守ることは当たり前であって、あるべき姿、望ましい姿、そういうのに向かって行くマインドが大事だと教えたつもりです。法律家の使命は何なのか、市民の負託に対してどう責任を果たしていくのか、責任を果たしていくマインドはどうやって作っていくのか。これを常に考える法律家になってもらいたいという気持ちを込めて教えたつもりです。僕の教えを受けた学生たちは、弁護士や裁判官になって立派に社会で活躍しています。法科大学院ができる前は、法曹倫理を教える仕組みはありませんでした。今日の新聞¹に、山梨県弁護士会の元会長で80歳の弁護士が、出資金返還訴訟で4900万円の和解金を受け取りました。そのお金は、依頼者のものなのです。弁護士は、そこから弁護士費用をいただいて、残りは全て返さなければなりません。弁護士の口座に入った4900万円のうち、口座に残っているのが5万円しかないらしい。ほぼ全部流用してしまった。依頼者には、二次被害が発生している訳です。その弁護士は、80歳だそうです。80歳なら、何をやるべきか、何をやっちゃいけないかが本能的に、

¹ 2019（平成31）年2月15日読売新聞。

経験的に分っていた筈です。預かり金に手を付けることは、業務上横領という犯罪です。これは刑が重く、10年以下の懲役です。被害弁償ができなければ、80歳になって相当長期間服役することになるでしょう。この老弁護士は、しっかりした弁護士のマインドを持っていなかった。山梨県弁護士会にしてみると、何十年も前に会長をやったベテラン弁護士が、弁護士に対する社会の信頼を破壊した。とんでもないことをやったと受け止めるでしょう。刑事事件とは別に、弁護士会からの処分もあるでしょう。ですから、弁護士は名を惜しまなければなりません。高い席から皆さんに言うのは気が引けますが、皆さんは、今のポジションは、誰から負託されたものかを常に考えていただきたい。そうすれば、山梨県の老弁護士のようなことはできないと思います。しかし、いつしかマンネリ化してしまう。初めて当選したときには、市民のために一生懸命働くぞという気になっていた。そしてスタートしていくのですが、初心が徐々に忘れられていく。そういった初心をリマインドすることが必要なのです。僕は、長い弁護士生活の中で、司法修習生とか、新しく弁護士登録をした人たちに、弁護士倫理とは何かということを説いてきました。その延長線で、こちらに呼ばれたのかなと思っております。今日は、政務活動費に関する裁判例を紹介しながら、地方議会議員のコンプライアンスについて話をさせていただきます。どうか御清聴ください。

2 コンプライアンスとは

一体コンプライアンスというのは何なのか。今日「ここがポイント自治体議員のコンプライアンス」というパンフレットをいただきました。ざあっと目を通しただけですが、よく出来ています。政務活動費についても正確に述べられています。

コンプライアンスというの、すごく広い概念なのです。コンプライアンスは、法令順守と訳されていますが、法令を守るというのは、最低限の、一番下の規範を守ることです。この規範は、先程話しましたように、それに触れると犯罪になる、あるいは違法行為として損害賠償を請求されるという一番下のレベルなんです。そうではなくて、皆さんは、市会議員としての責任を果たすためには、何をすべきなのかということ、上の方を見て活動して頂きたいと思っております。

2-1 地方自治体議員の責務と責任

まず、自治体議員の責務と責任について話をしたい。皆さんの責務は、市の未来を語り、市民の幸福を語ることです。そのためには、広い視野と深い教養が必要です。議員は、議場で議論の花を咲かせること。喧嘩という言葉があります。喧嘩の喧というのは、口に宣べると書きます。そして、嘩は、口に華を咲かせると書きます。喧嘩というのは、ディスカッションして、その中で物事を考えて新しい方向を考え出していこうという意味なんです。ですから議場はまさに、口で宣べて口で花を咲かせる、そういう場なんです。喧嘩は、お互いに暴力を振るうということではありません。小牧市の未来について、そこに住む人たちの幸せを考えて、議論に華を咲かせる。こういう事だと思います。議会は、単に地方自治法上の権限（例えば予算の承認とか条例の制定等）の行使をするだけではなく、大事な責任を市民に負っている。そういう責務の下での、議員のコンプライアンス。議員は、法令を守る、さっき言った一番下のレベルの規範を守る。議員の行為規範として法令ばかりでなく、エチケットとかマナーと理解される事柄を守ることも含まれます。議場において雑誌やマンガを読んだり、スマホをやってはいけません。これは、どこにも書いていない。しかし、不文の取り決めというものがあります。また、議員にとって常識に従うことは、何も負担はありません。何でもないことなのです。議事にちゃんと集中しなさいということです。常識に属するレベルのものです。ですから、コンプライアンスというのは、法令だけではなく、この世の中の取り決めの、最低限の取り決めを守りなさいということです。しかし、僕が、皆さんに求めたいのはもっと上のレベルで、皆さんが積極的に使命を果たしていくには、何をどうすればよいのか。それを真剣に議論する。そのために深い教養と問題点についての精通が求められるのです。それが、皆さんの責務であり責任なのです。

2-2 地方自治体議員のコンプライアンス違反

地方自治体議員のコンプライアンス違反の裁判例を、いくつか話をしていきたいと思います。

コンプライアンス違反は、犯罪行為に限りませんが、まず、議員の数多くの犯罪行為があります。犯罪は、市民社会における最低限の約束に違反した恥ずべき行為です。では、犯罪でなければ何をやってもいいのか。先日、明石市の市長が辞職されました²。市長は職員に暴言を吐いた。道路拡幅のための用地買収が進んでいないことから、用地収用係の職員に、「お前火をつけてこ

² 2019（平成31）年2月2日北海道新聞。

い」とか、「自分で金を払え」とかの暴言を吐いた。「立退き料を自分で払え」とまで言っています。こういう発言や表現は、やはりルール違反です。パワハラに当る行為ですね。パワハラは決して許されないことです。では、この発言は、犯罪かというところでは犯罪ではないし、逆に、市長から責められた職員、録音していた職員は、はいはいと答えている。何も反論していない。市長が「お前何やってたんだ」、「7年間も何で放っておいたんだ」と責めても全く答えていません。その職員は、その7年間の間に地権者に収用の価格の提示もしていなかったようです。地権者が明渡しに反対なら、明石市は、いくらでも打つ手はあった筈です。任意の交渉で収用の合意が出来ないときは、土地収用法に従って、明石市は起業者となって兵庫県知事に事業認定の申立てをすることができます。土地収用法は、収用する際には、「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」という要件を定めています³。対象となっている土地は、道路の拡幅工事で、前と後ろは工事が終わっています。そこの一軒が残っているために、4車線道路がそこだけ2車線なのです。その交差点では、死亡事故が起きています。まさにその土地を収用し、4車線の道路として供用を開始することは、土地の合理的な利用に寄与することは明らかです。知事は、土地収用事業認定審議会の意見を聞いたうえで、事業認定の裁決をします。そして明石市は、兵庫県収用委員会に収用裁決（土地の所有権が事業者に移る裁決）、明渡裁決（土地の明渡しを命じる裁決）の申立てをすればいいんです。地権者が補償金が少ないと行って収用に反対することもあります。ごね得は許されませんので、収用委員会で決めてもらえればよいのです（但し、収用委員会は、補償金の多寡については判断しません。）。事業認定の申立てから収用裁決まで2年もあれば十分です。明石市の職員は、7年間金額の提示もしていなかった（恐らく、この職員だけでなく、前任、前々任の職員も、地権者と交渉していなかった。）。市長が怒るのは当たり前です。だからと言って火をつけてこいは駄目です。市長は、市の全ての行政の進捗をチェックすることはできません。市長が、どこまで政策が進展しているのかについて、常にチェックしていることが望ましいのですが、全てに目が届く訳ではありません。それが、7年間何にもやっていないことが分かったんです。それで、切れてしまった。普通の人でも切れます。問題は、市長に怒鳴られていた職員です。この職員は一言も反論していない。そして、密かに市長の罵声を録音している。この職員は、おそらく次の選挙で現市長に代わろうとする者のために「言わせるだけ言

³ 土地収用法 20 条。

わせて」パワハラ発言を引き出そうとしたのです。このパワハラ発言は、2年以上前のことです。市長を毘にかけたのです。この職員は、どんな使命感をもって仕事をしていたのか。お前の仕事は何なのよ。何で給料もらっているんだ。どうして仕事しないのということでしょう。ここなんです。そして、その職員は、道路の供用開始がどんなに遅れても、責任をとらないし、責任を追究されることもない。その交差点で交通事故が起こるかも知れない。それでも誰も責任をとらない。日本の官僚制だけでなく、地方行政もそうで、無責任なんです。誰も責任をとらない。仮に、問題になっている交差点で、収用の遅れのために交通事故があつて、人が死んだとします。遺族から、明石市相手に損害賠償請求は可能です（この場合、国家賠償法2条の「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつた」ということで、国家賠償請求事件となります。）。その結果明石市に、1億円支払えとの判決が出されるのかも知れません。その場合でもその職員が責任を負うことは、ありません。7年間放置しても責任を問われることがないのです。要するに、この職員にとって、どんなにサボタージュしても法的にも無責であるし、心理的にも道路の完成は所詮「他人事」なのです。仕事に対する使命感・緊張感がないまま録を食んでいるのです。

年金を集めて運用している基金があります⁴。皆さんの共済掛金もここで運用されています。年金の運用を預かっているこの法人が、昨年10～12月の3ヵ月で14兆8000億円の赤字を出しました⁵。約15兆円です。日本の国家予算が約100兆円。国家予算の15%が蒸発してしまつた。蒸発したお金は、将来の国民が受け取る筈の年金の原資です。では、一体運用していたのは誰なんでしょうか。資金運用に失敗して損を出した役人(元役人)たちは、高額な給与に加えて、高額な退職金をもらって辞めていく訳です。損失を出しても責任をとらない。これが日本の官僚の特質・特性なんです。将来の年金給付の原資を運用する元役人は、誰に預けて運用するかと言えば、ファンドや証券会社です。まさか株取引のように、逐一銘柄を指定して運用することはないでしょう。宜しくと一任して預ける訳です。そもそも、役人に株式を運用するノウハウなんかある筈がありません。運用に失敗して14.8兆円もの損失を蒙ったとしても、「われ関せず」「仕方がない」なのです。高いポジションにあつて、高額な給与をもらいながら、14.8兆円の損失を出しても、平気の平左なのです。そして、高額な退職金を受け取って、次の法人へ天下っていく。この仕組みの中のどこに責任という言葉がありますか。

⁴ 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）。世界最大のファンド。132兆円余の運用資産がある。

⁵ 2019（平成31）年2月2日北海道新聞。

もう一つの無責任を挙げると、厚生労働省の勤労統計の偽装です。今国会でやっているから皆さんご存知のとおりです。勤労統計の偽装は、15年前から行われていたそうです。日経新聞の記事⁶ですけど、この記事の関心事は、組織的に隠蔽していたかどうかです。しかし、僕は、役人がなんでこんな偽装をしたのか理解できないんです。調査の訪問先を減らせれば、勤労所得者の総所得の平均が下がり、アベノミクスの成果も少なくなってしまう。その一方で、雇用保険や労災給付金の支給を抑えられる。後者が狙いだっただけかも知れません。今回の偽装で、560億円が支払われずに済んでいる。また、勤労統計は賃金センサス、賃金統計に反映されています。この賃金センサスは、偽装されていたのかどうか分かりませんが、実態経済の皮膚感覚からすると、こんなに高いんだらうかという印象があります。学歴別の賃金の〈大学・大学院卒〉という欄を御覧下さい。大卒で女性の65歳以上の方の月の賃金が45万8000円で、60歳から64歳が35万円。65歳以上の女性が10万円以上高くなっている。高くなる理由はあるのか。前年比で19.9%も上がった。65歳以上の大卒女性の賃金が前年比で20%も上がる事情はあるのか。むしろ下がっていく筈。こんな統計は有り得ないでしょう。誰でもインチキだと分ります。仮に大卒の無職の主婦の方が、交通事故に遭ったとします。交通事故に遭って怪我して入院します。入院したり通院している間、休業補償が出ます。その時に、何を基準に休業損害を決めるかといえば、賃金センサスなんです。事故で亡くなられる方もおります。更に後遺症が残ったり、死亡したら、得べかりし利益（逸失利益）を請求できます。それも賃金センサスをベースにしています。65歳以上の大卒の女性は、月45万8000円。皆さんの議員報酬に近いかもしれない。賃金センサスのこの部分を見ただけで、ちょっと待てよとなるでしょう。こんな統計が平気でまかり通っている。それにしても今回の勤労統計の偽装は、誰が何のために行ったのか。恐らく給付の総額を低く抑えるためだろうと思います。それによって、労災の遺族年金だとか雇用保険の給付金を低く抑えられる。その差額が、560億円。そして、560億円は、もともと支給しなければならないものですが、追加支給のために250億円の費用がかかる。この250億円は、誰が負担するのか。偽装に手を染めた役人は、一円も負担しません。15年間も、担当の役人が思いつきで勝手にやっていたとすれば、それを許した組織は、間抜けです。統計を担当していた役人は気付く筈。気付かなかつたとすれば、これも間抜けですね。現場の役人が個人の判断で勝手にやっていたと思

⁶ 2019（平成31）年1月31日日本経済新聞。

いますか。有り得ないでしょう。例えば課長が、部長に数字おかしいですよと進言したかもしれない。厚労省の組織では、決済の時に気付く。部長は、局長におかしいですよと決済を仰ぐ。局長は審議官に決済を仰ぐ。審議官は、事務次官に決済を仰ぐ。このいくつかの稟議過程があって、15年間、見逃されてきたことは、あり得ない。知っていながら目をつぶっていた。みんなで目をつぶっていた。この統計偽装に関与した役人や見逃してきた役人には、使命感とか、使命に対する責任感はないのか。特別監察委員会は、8日間で組織的関与はなかったと発表しました⁷。「漫然と踏襲」したというのです。間抜けを迫認したのです。この特別監察委員会の構成員の中に、委員長代理が荒井史男氏。元名古屋高裁の長官だった元裁判官。それから、萩尾保繁氏、元静岡地裁の所長。柳志郎氏は、元日弁連の役員やっていた人。弁護士が3人も入っている。この3人は、独立、中立、公正の立場から調査したとは、とても思えない。しかも、調査したのは8日間。たったの8日間で結論を出したんです。しかも、事務方の役人が報告書の原案を作成している⁸。こんななかで「組織的関与があった」と言う結論はあり得ない。この委員の人たちは、意見も言わない人形のような委員。はっきり言って、無能です。元高裁長官という名前を貸しただけです。厚労省の操り人形なのです。この委員の人たちに使命感はないのか。報告書の原案を役人に作成させておいて、矜持はないのか。世論の反発を受けて改めて調査をやり直すと言う⁹。やり直すのはいいんだけど、メンバーは同じ。そして、事務局に新しい弁護士を3人入れて、事務局を強化するという。そのうえ、厚労省の幹部職員が調査に同席していたという。まるでマンガです。コンプライアンスからほど遠い世界のように。役人の使命感と責任ということを考えるヒントにしてください。もう一つ、議会のことと言えば、昨年東京都議会で、セクハラの野次がありました。都議会で、演説していた女性議員に「お前子供産めないのか」とヤジった議員がいました。その議員の知性が問われますが、時間がないのでこれについては述べません。

2-3 法人でのコンプライアンス違反について

日本には、株式会社と有限会社を合わせると約250万社あって、加えて、自治体や公法人（公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、国立大学法人など）があります。そ

⁷ 2019（平成31）年1月23日北海道新聞。

⁸ 2019（平成31）年1月25日北海道新聞。

⁹ 2019（平成31）年1月29日北海道新聞。

の組織をどうやって適法に運営していくのか。これがコンプライアンスです。会社法は、内部統制システムを作りなさいと言っています。内部統制システムというのは何のために必要なのか。結局コンプライアンスなんです。コンプライアンスのための工夫がされています。にも関わらず、コンプライアンスを実現できなかった裁判例がたくさんあります。日産のゴーン氏もそうかも知れませんが、記憶に残っている事件として、大王製紙の御曹司の事件。御曹司が、マカオのカジノで使うため、165億円を関連会社から引き出して、使ってしまった。165億円。小牧市の一般会計はおいくらですか。570億円。そうすると、小牧市の一般会計の約3分の1、それを一人で、博打に使ってしまった。この人は、東大法学部を出たそうですが、刑務所に入りました。彼は、祖父や父が営々と築いた会社は、自分の小遣いを用意する「打出の小槌」だと思っていたのでしょうか。会社法の縛りなどなかったかのように金を引き出した。それから、オリンパスの1000億円の飛ばし。毎年の決算で、赤が出ても（赤字となっても意）、監査役を中心にその赤を表面化しないように先送りしていた。20年も飛ばしていた。発覚したのは、内部通報でした。内部通報した人は降格されています。オリンパスは、医療機器のカメラで良い業績をあげている会社ですが、役員のマインドが腐っていた。業績を上げることと健全に会社を運営することが両立していなかった。それから東芝、まだ尾を引きずっている。東芝がアメリカのウェスティングハウスという原発のメーカーを買収したんですね。東芝は、6210億円で買った¹⁰。そのうち3500億円は、「のれん代」だということです。「のれん」というのは、目に見えない。しかもそのウェスティングハウス社は、のちに債務超過で破産の手続きをしました。のれんは、ゼロだったのです。結局、東芝はウェスティングハウス社に手を出したばかりに利益の水増しという不正経理までせざるを得なくなった。東芝の監査法人は何年も「適正」だといってきた。最後の1年は、さすがに「適正」ではなくなった。株主は、大変な損失を蒙った。僕は、これこそ、コンプライアンス違反だと思っているところです。

3-1 自治体議員のコンプライアンス

皆さんは、地方政治家です。政治家にこそコンプライアンスが求められているのです。不祥事に見る地方政治家のコンプライアンスの話をしたと思います。犯罪行為は、最悪のコンプライ

¹⁰ 今沢真「東芝不正会計―底なしの闇」（毎日出版社）

アンス違反です。犯罪行為に及んだ議員は、ごく一部と思われませんが、全体の中での分布はどうなっているのか。統計学で正規分布という考え方があります。統計学的には、逸脱する議員をゼロにすることはできません。正規分布に従えば、一般の人と同じく窃盗をやったり、強制わいせつやったり、そういう事をする議員も出てくる。これは避けられない。犯罪は、最低限の人間の行為規範。それすら守れない人が議員になっている。選良とは選挙民によって選ばれたすぐれた人の筈です。議員は社会の縮図と近似してはならないのです。罪を犯すくらいなら議員になるなよといたいたくらいで、恥ずかしい。

その次に、珍奇な例もあります。葉山の市議会議員が覚せい剤取締法違反で捕まった。捕まった途端に、隣町に引っ越した。住民登録を隣町に変えた。その結果、被選挙権を失います。それによって失職。普通は、議員が逮捕されると、議会で辞職勧告決議が採択されます。それを避けるため、先手を打った。こんなことに頭使うんだったら覚せい剤に手を出すなど言いたいくらいです。

マンガのようなことがありました。2014（平成26）年6月に神奈川県議会議員が、脱法ハーブを吸って、頭狂っちゃった。頭狂ってホテルの中で暴れちゃった。それでホテルマンに捕まった。捕まえてみたら県議会議員だった。その議員は、ハーブ対策推進強化を求める意見書を議会に出していた。まるでマンガです。それから、山口県の山口市で万引きをやった捕まった市議会議員がいたのですが、変な言動をしていた。警察は、覚せい剤やっていると疑って、血液採って鑑定したら覚せい剤が検出された。実はこの議員は、山口県人権教育推進委員長だった。これもマンガです。これらの議員は、自分が置かれたポジション、負託を受けたポジションに対して全く責任感がない。このように、コンプライアンスというのは、最後は責任と結びついて機能するものだということが分ります。

4-1 政務活動費をめぐる裁判例（刑事）

政務活動費をテーマにして議員のあるべき倫理について話をしたいと思います。2014（平成26）年に発覚した号泣議員（兵庫県議会議員）が「195回の日帰り出張」の旅費に政務活動費を充てたケースを取り上げます。

兵庫県の政務活動費は年 600 万円です。彼は、その政務活動費のうち約 300 万円を城崎温泉、城崎へ 106 回、佐用町へ 62 回など政務活動費をその交通費に使った。カラ出張であることが疑われました。政務活動費は、「調査研究その他の活動」のために使わなければならないものです。

「その他の活動」が付け加えられたのですが、基本的には、議員の調査研究のための費用の補助なんです。調査研究をして議案の審議に役立てなさい。そして議員の資質を高めなさい。そのために補助をする趣旨なんです。それを、彼は 106 回も城崎へ行ったという。行って何をしたのか。行って誰と会ったか。その成果は、何か。いずれも不明のままでした。そうすると、行ったというのは嘘であって、カラ出張となります。この議員は、捜査段階では、カラ出張だと認めましたが、裁判では、憶えていない、記憶障害があると言って、のらりくらりでした。神戸地方裁判所は、カラ出張だと認め、彼に懲役 3 年執行猶予 4 年の判決を言い渡しています¹¹。号泣議員には、詐欺罪だけでなく、他の犯罪も成立します。議員が議長に提出する収支報告書は、議員という公務員が作成する公文書です（地方自治法 100 条 15 項）。それに偽りの事実を書くということは、虚偽公文書作成罪（刑法 156 条・1 年以上 10 年以下の懲役）。インチキの収支報告書を議長に提出する。議長に提出した段階で、偽造公文書行使罪が成立する（刑法 158 条・1 年以上 10 年以下の懲役）。そのほかに、政治資金規正法 25 条の虚偽記入罪にも該当する（5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）（但し、号泣議員は、政治資金規制法では起訴されていません）。そうすると理論上は 4 つの罪が成り立つことになる。日本では、10 年以下の罪を 3 つ、5 年以下の罪を 1 つ犯したからといって、合計懲役 35 年になるということはありません。アメリカのある州では、単純に加算して、懲役 200 年とかいう刑の州があります。日本では、一個の行為でいくつかの罪に当たるときは、観念的競合（刑法 54 条）といいまして、最も重い罪で処断されることとなります。その結果、虚偽公文書作成罪の 10 年以下の懲役となります。大事なことは、法の網が二重三重に張りめぐらされていることを知ることです。

号泣議員以外に、政務活動費の使途基準外の支出で刑事裁判となっている 4 件を紹介します。

①徳島地裁。県会議員。5 年間で 565 万円の使途基準外支出。懲役 1 年 6 月執行猶予 5 年¹²。

②富山地裁。県会議員。4 年間で 360 万円の使途基準外支出。懲役 1 年 6 月、執行猶予 4 年¹³。

¹¹ 神戸地裁 H28・7・6 判決。

¹² 徳島地裁 H28・10・12 判決。

¹³ 富山地裁 H30・5・24 判決。

③神戸地裁。市議会議員。4年間で960万円の使途基準外支出。懲役2年6月、執行猶予4年¹⁴。

④奈良地裁。県会議員。6年間で1200万円の使途基準外支出。懲役3年の執行猶予5年¹⁵。

④の奈良地裁判決は、「量刑の理由」の中で、どうして実刑ではなく執行猶予にしたのか説明しています。被告人は、市から概算払いを受けていたにも関わらず、清算を行っていない。6年間に渡って1200万円を使途基準外に使用し、その事実を報告せず、虚偽の報告をしていた。「以上によれば、被告人の刑事責任は重く、本件は実刑を選択することも十分に考えられる事案というべきである」というのです（「」は判決文。）。これまで、政務調査費や政務活動費の使途が使途基準外であっても、つまり、詐欺などの有罪判決であっても、刑務所に入った人はいない。全て執行猶予がついています。しかし、奈良地裁判決は「実刑にすることも考えられる」事件だということです。そして、「しかしながら、被告人は、弟の助力を得て、県に対して、返還を免れた政務活動費等相当額に法定利息も加えて全額返還しており」、これによって県は、「財産的被害は全て回復されている」「被告人は、議員を辞職し、収支報告書の訂正を行い、公判廷においても本件を認めて、県民や支援者に申し訳ないことをしたと述べるなど、反省の態度を示している」と述べ、そして、被告人は前科前歴がないことの事情を考慮して、懲役3年・執行猶予5年にしたのです。紙一重で執行猶予が付いたのです。僕が皆さんに伝えたいことは、政務活動費についての社会の眼は、格段に厳しくなっているということです。これからは、政務活動費の不正支出で逮捕される議員も出てくると思われます。号泣議員は在宅起訴で逮捕されていませんが、彼は、公判の日に、マスコミが来ていて家を出られない、そのため裁判所に出頭できないと言って、公判を欠席しました。そのため、裁判所は、第2回公判期日の前日に議員を勾引し、神戸拘置所に勾留したのです。検察は、当初は在宅起訴と言って逮捕しないで公判に臨んだのですが、号泣議員は態度が悪かった。それで裁判所は、職権で議員を勾引したのです。号泣議員や①～④の例を見ると、架空支出そして虚偽の報告をすると、将来逮捕される議員も出てくると思われます。詐取した金額と手口の悪質さによっては、逮捕されるばかりではなく、実刑もありうるということです。

今回の富山県議会。富山の議長は、否認しています¹⁶。使途基準から外れた政務活動費は60

¹⁴ 神戸地裁 H29・2・19 判決。

¹⁵ 奈良地裁 H29・7・18 判決。

万。警察に出頭して、事実と認めれば、逮捕は100%ない。ゴーン被告のように否認すると逮捕されなかなが保釈にもならない。しかし、議長は否認しているから、場合によっては逮捕される。逮捕されていないのは、被害金額（市の損害という意味では、被害なのです。）が60万円と少ない。これが200万円とか、300万円とかだったら逮捕もありうる。ほかの議員はみんな認めている。裁判で議長だけが無罪になる見込みは、まず、ない。彼には、アドバイスする人がいないのでしょ。もし、号泣議員が捜査段階で否認したらどうなったか。おそらく逮捕。次は、金額と手口。手口の悪質さと被害金額によっては、実刑判決を受ける議員も出てくると思います。収支報告書（地方自治法第100条15項）の作成・提出義務（地方自治法第100条15項）は、2013（平成25）年の地方自治法の改正で付け加えられたものです。以前は、そもそも、収支報告書の提出は必要なかったし、収支報告書の提出が義務付けられても、領収証の添付は必要なかった。まさに第二の議員報酬でした。しかし、今はそんなことは許されません。少なくとも政務活動費は公金なので、ガラス張りにやらないと駄目な社会になった。それに合わせて、警察や検察の動きも連動してきた。決め手は、金額と手口、そして否認しているかどうか。富山で15人の県議が辞職しましたが、15人の虚偽報告の手口は全部一緒なんです。同じ印刷屋の領収証をもらってきて、金額を入れて出しています。15人が15人とも同じ印刷屋に頼んでいる。まさかと思うが、金額が違うだけ。仮に偽領収証を作って収支報告書に添付するとしても、俺はこの本屋、じゃあ俺はこの文房具屋と支出先がバラバラになるのが普通です。それが全く同じところの領収証だった。おかしいなと思うでしょ。それで15人の議員は辞職した。何故、誰が見てもインチキだと分ることをやったのか。それも集団でやったのか。恐らく、会派の有力者が、お前からこれでやれ、これで通るんだって言ったら、右倣えで15人が同じ領収証を使ったのかも知れません。

4-2 会派とは何か

政務活動費は、会派又は議員に交付されます（地方自治法100条14項）。では会派とは何か。定義的には、＜議員によって組織された自主的な団体＞です。会派というのは不思議な存在で、法人格がない。法人格がないのですが、会派に政務活動費が交付される。しかも会派の構成員は、

¹⁶ 2019（平成31）年1月30日朝日新聞。

選挙の度に変化する。永年在籍している議員もおれば、一回限りの議員もいる。任期の途中で会派を脱退して、新会派が結成されることもある。その会派に対して政務活動費を交付したのだから、その会派に返還を求める。その意味では、会派は当事者適格があるんです。権利能力なき社団に近いものです¹⁷。クラス会に似ている。クラス会は、法人格もなければ、法人としての実態もない人の集まりです。また、政務活動費を支出したときの会派の議員と、判決があったときの会派の議員に相違があるかも知れない。会派を離脱したり落選した議員は、支出の当時、会派に属していたというだけで、返還を求められるのか。答えは、否です。会派は、それ自体で存在しており、会派の保有している金で支払われるべきなのです。そこで問題は、どんな行為が会派が行う調査研究活動といえるか。会派の活動といえるためには、どんな手続と実態が必要なのか¹⁸。第二審の札幌高裁は、「会派としての意思統一がなされ、会派として行うものであるとの会派の承認が必要であり、会派の代表者及び経理責任者の承認があるだけでは、会派が行う調査研究活動とはいえない」としたのです。つまり、会派の代表者や経理責任者の承認印があっても、会派としての調査研究の実態が伴わないと使途基準に違反するとしたのです。形式よりも実態を重視したのです。ところが最高裁判決¹⁹は、「会派は、その内部的な意思決定手続に関する特別の取り決めがされていない限り、会派の代表者が会派の名においてした行為は、会派自らがした行為と評価される」「会派の所属議員にゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのもので承認する方法によって行うものも含まれる」と述べ、必ずしも会派としての意思決定が不可欠という訳ではないと判示しています。この判決は、形式的要件で足りるとしているように読めます。だからといって、使途基準に適合しない支出は、つまり、実質的要件を欠いていれば、どちらにしても返還を求められます（現に、差戻しを受けた札幌高裁は、会派性を認めたいうえで使途基準に適合しないとして、返還を命じています。）。

4-3 立証責任

使途基準に適合している支出かどうかは、誰が立証しなければいけないのか。これを立証責任といいます。つまり、議員が収支報告書で、これこれに使いましたと報告します。ところが、誰

¹⁷ 札幌地裁 H29・3・16 判決。

¹⁸ 最高裁 H21・7・7 判決。

¹⁹ 最高裁 H21・7・7 判決

か（多くはオンブズマンですが、住民であれば誰でも可能です。）が、それは調査研究と関係がないと異議を出す（異議は、監査前置主義ですので、監査委員に対してなされます。）。その自治体の住民であれば、誰でも原告になれます。裁判での被告は、自治体の長です。どういう裁判になるかという、「被告は、〇〇議員に対して金〇〇万円の返還請求をせよ」という裁判になります。要するに、裁判の被告は首長。首長は、議員が政務活動費を何に使っていたのか知らない。首長は何にも分っていないため、事情を知っている議員は、被告を勝訴させるために、補助参加します。民事訴訟法で、首長を助けるために当該議員が、裁判に参加することができることになっています（民事訴訟法 42 条）。この議員は、補助参加して政務活動費の使い道は使途基準に従って適正ですと主張し、適正であることをその議員が立証しなければならないのです。立証責任は、補助参加人である議員にあるのです。これは最高裁の判決²⁰で、茨城県のかすみがうら市の事件です。複数の議員が任期の末期に、時を接してパソコン、ビデオカメラ、電子辞書などを政務活動費で購入したことが問われた事件です。「しかし、前記事実関係等によれば、本件物品は、本件議員らの任期満了 1 ないし 4 か月半前という時期に購入され」ている。この議員は次の選挙に立候補を予定していなかった。任期終了の直前に、未消化の政務活動費でパソコンとビデオを買った。「任期中の最後の議会の会期後に購入されたものも少なくない」。この議員は、何について調査研究するためパソコンやビデオを購入したのか。調査研究した成果を、議会で活用する機会はないのです。「本件議員らは、任期満了による選挙に立候補することなく、市議会議員としての任期を終えたというのである。上告人は、本件議員らは 10 年から 20 年以上にわたる議員としての経歴を有するところ、このような手元に残る物品を在職中初めて購入した。初めて購入したり、緊急の必要性も無く買い換えたりしたと主張している。上記のような主張に係る事実が認められるのであれば、本件各支出は調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがえるというべきであり、その場合、**特段の事情のない限り**、本件各支出は本件使途基準に合致しない違法なものと判断される」と判決しています。大事なところは、「特段の事情がない限り」、ここなんですね。要するに、特段の事情とは、今これを買わなければならない必要性があったこと、そしてそれが調査研究と合理的関連性があることを立証しなさいと言っている。その議員が立証しなければならない。構造的には、オンブズマンは、情報公開で、〇〇議員は、

²⁰ 最高裁 H22・3・23 判決。

パソコンやビデオカメラを買っていると知って、それは調査研究と関係がないと主張すれば、それで足りるのです。逆に議員の方で、俺は〇〇の調査のためにパソコンやビデオカメラが必要だった。そして、ビデオカメラによる調査は合理的であったことを立証しなければならない仕組みです。皆さんは、立証責任は議員にあることを銘記して下さい。

4-4 使途基準の適合性審査について

次に、使途基準の適合性の判断はどう行われるか。まず、実態的には、必要性。合理性（合理的関連性）、社会通念上の相当性が求められます。何を何の調査研究する目的で支出したのか。勿論支出の手続が適正でなければなりません。まとめますと、①政務調査・支出の目的、②政務調査・支出の時期、③政務調査の場所、④政務調査の態様・支出の内容、⑤支出の相手方、⑥支出の金額等が考慮されなければなりません。

ですから手引きやマニュアルを作って、誰が読んでも分るように、誤解のないようにした方がいいと思います。それでも「穴」があります。法律とか、規則を作るときには、その立法はいくつもの解釈が可能になります。例えば「事務費」は、愛知県議会議長が定めたマニュアルでは、4-6で述べる自動車のリース料や事務所の賃料が含まれていました。また「活動実績に応じた按分をして充当する」というのも分りにくい。活動実績を知っているのは、議員本人だけで、外部から検証のしようもない。名古屋では市議会の会派の議員総会の昼食代が使途基準に適合していない。しかし、懇談会におけるコーヒー等の飲み物の代金は適合しているという判決もあります²¹。このように解釈は結構微妙です。適合性を判断するためには、誰もが分かりやすいルール（手引きやマニュアル）を作っておいた方がいい（使途基準の明細化・細目化）。各自治体で作成することは、人的スタッフの問題があり難しい。そのため、自治省でこれまでの判例を分析して、使途基準の明細化をした方がいいと思います。最高裁判決²²は、議員が区長を相手とした裁判の費用について政務活動費を充てた事件で、「議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし、当該行為の客観的な目的や性質に照らして、議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費はこれに該当しない」としています。合理的関連性は、どこまで認められるか。その見極めが難しいのです。

²¹ 名古屋地裁 H21・9・17 判決。

²² 最高裁 H25・1・25 判決

4-5 業務委託は、基本的には許されない

次は、業務委託。調査研究に業務委託は許されるかという問題です。政務活動費は基本的には、議員の調査研究のための費用に充てられるものです。したがって、基本的には、誰かに、議員の代わりに調査を委託することはできません。しかし、調査の対象によっては、学者に調査を依頼することもあるし、会派が行う調査について、会派に属する議員に委託することもある。僕が指摘したいのは、調査研究の名目で、特殊な関係のある人に観光旅行をさせたという、とんでもない議員もいたことです。ある県会議員は、任期満了直前に、知人の女性に 3.11 の東日本大震災の被害の調査に行ってくれと依頼した。議員が調査すべきであるのに、代って女性に調査を委託した。一体この調査を委託された人は、先々でどんな名刺を出したのでしょうか。どんな報告書を出したのでしょうか。恐らく知人というのは、僕の想像ですが、議員と特殊な関係の人だろうなど想像しています。その方に政務活動費で観光旅行をさせたというのが実態だろうと思います。この議員は、任期満了直前にヨーロッパとかオーストラリアに行っているんですね。よくまあこんな旅行（実質的には観光旅行）の代金を政務活動費で支出出来たものだと感心します。ところが県の監査委員は、OK を出しています。議員も監査委員も政務活動費というものを理解していないようです。オーストラリアのパースに行っていますが、パースは美しい街で、そこを見物（視察ではありません。）するのは、楽しいことです。でも、一人で行って何を見物するのか。先方の政府機関（州政府機関）が案内してくれるとでも思っていたのか。これは、本当にあった話です。

4-6 事務所の賃料は、政務活動費の対象とならない

2015（平成 27）年に愛知県議会議員で、事務所の賃料と車のリース代を政務活動費から出していた事件があります²³。この判決は、愛知県における条例制定の経緯を詳しく記述しており、皆さんにとって有益な情報ですので、お読みいただくことをお勧めします。この判決は、事務所家賃は、相当長期間にわたって継続され、その金額も高額となるものであるところ、政務調査活動は、通常は、必要が生ずる都度行うものであって、議員が恒常的に従事するものではないから、その活動のため事務所を恒常的に確保しなければならない事態は想定し難い。また、議員活動に

²³ 名古屋高裁 H27・12・24 判決。

においても調査活動に比べ、一般的な政党活動、選挙活動、後援会活動及び私的活動に費やす時間の方が圧倒的に多く、(中略)、事務所賃借料は、基本的に政務活動費の支出対象として想定されていなかった。(中略)。議員において特定された個別具体的な調査活動を実施するために事務所を賃借する特別の事情を主張立証しない限り用途基準に適合しないとしています。車のリース料も同じで、ある特定事項について車をリースする必要がなければなりません。そんな特別な事情など立証できる筈もありません。現に、その議員は特別な事情を主張していません。このように判決は、明快に、按分を否定しています。

先程のパンフレット「ここがポイント自治体議員のコンプライアンス」にも、事務所の賃料は按分とありました。この判決の前までは、後援会費などと政務活動費の按分という判決が主流でした。今後は、事務所の家賃の支払に政務活動費を使うことは許されないと予想されます。先程、特段の事情の立証が必要だといいましたが、議員が、事務所を調査研究のために利用する特段の事情を主張・立証しない限り、返還を求められます。仮に按分とすれば、十分な根拠が必要です。この判決によって、今後は家賃や車のリース料の按分負担は、許されなくなるでしょう。これも、本日、皆さんに分ってもらいたい項目の一つです。

4-7 不法行為となることもある

行政視察の形式を借りて公金（政務活動費）を利用した観光旅行は、単に市長が返還を求めることができるだけでなく、市に対する不法行為となり、損害賠償を認めた判例もあります²⁴。ご注意ください。

4-8 神奈川県議会の場合

次に、面白い判例がありましたのでご紹介いたします。去年の12月の最高裁の判例です²⁵。これは、神奈川県議会のある会派が、政務活動費として、2億5000万円の交付を受けた。一方、支出したのは2億6500万円。基礎体力がないとこういうことはできない。会派が受取った活動費より、支出額の方が多い。会派に基礎体力があるから、可能なのです。その会派の収支報告書の支出の一部（約500万円）が実際には存在しないものだった。しかし、この会派は、交付さ

²⁴ 岡山地裁 H21・2・17 判決。

²⁵ 最高裁 H30・11・16 判決。

れた額より多く支出しているのに、実在しない支出や使途基準に適合しない支出があっても、その不存在的部分は不当利得とならないという判断です。このことは、神奈川県議会という巨大な議会だから可能であったケースです。この会派は、1000万円以上の持ち出しになっている。それ程体力のある県議会の会派だからこういう事が可能なのです。恐らく小牧市ではこういう事はないだろうと思います。

4-9 使途基準を逸脱する原因は、何か

号泣議員の記者会見（2014（平成26）年8月24日）後の裁判例が全国で80件あります。なぜこれほどの裁判が起こされているのか。この数を見ただけでも、この政務活動費が使途基準に従って支出されているかどうか争いがあるということです。何故、このような事件が数多く提起されるのか。僕なりにその原因を考えてみました。

①政務活動費は会派又は議員に交付され（多くは、半年毎に2回、あるいは1年に1回ですが、毎月交付される自治体もある。受け取る側は、あたかも、議員報酬のように思ってしまう。）、一度は議員の懐に入る訳です。受け取った側は、貰ったつもりになって、全部使わなかったら損だという心理が働きます²⁶。貰ったものは使わなきゃという意識が強くて、何とか架空の領収証を作っても返還を免れたいと考える訳です。政治家の原点・出発点を忘れているのです。目に見えない政治家のマインドよりも、現世の利益＝お金が優越しているのです。

②使途基準の不備。今次の地方自治法の改正で、政務活動費に充てることのできる経費について、条例で定めなければならないと条例制定を義務化しています（第14項）。特に「その他の活動」が付け加えられたため、適用範囲が広がりました。全国都道府県議長会の参考条例がありますが、4-4で述べたような解釈次第では、いくつもの解釈が可能なものもあります。マニュアルなどで、誰が見ても分るように作っておかないと駄目です（使途基準の細分化と明確化が必要です。）。更に、規定が曖昧なことに加えて、制裁がないことが挙げられます。違反しても罰則がなかったのです。しかし、4-1でも述べたように虚偽記載は犯罪となって、刑事責任が追及されることになります。

③チェック体制の不備。はっきり言って、監査委員制度が機能していないのです。80件の判

²⁶ 注13の富山地裁の被告人であった県議は、「政務活動費は、議員に与えられた特権であり使い切ることが当然で、余ったからといって返すのはもったいない」という身勝手な動機であった。

決は、いずれも住民監査請求が棄却された結果、住民訴訟が提起されたものです。これらの判例を読みますと、監査委員は、目が「節穴」でないのかと疑ってしまいます。逆に監査委員が議員の逸脱を正当化しようと腐心していることが、ありありと分ります。自浄作用がないどころか、議員の不行跡を一緒にカバーしようとしているのです。小牧市では、どういう方が監査委員やっているのか分かりませんが、一般的に監査制度が機能していません。愛知県では、弁護士が、16年間、監査委員であり続けたそうです。16年も監査委員をやっていたら、人事が停滞します。清い水も次第に濁り、ボートが湧きます。監査委員が適法な支出だとしてOKしたその多くが裁判所でひっくり返されている。監査委員は何をしていたのか。このように、監査制度が機能していないことも一因だと思っています。これは、監査委員の問題であって、皆さんの問題ではありませんが、大事なことなので指摘させていただきました。

④あとは、透明性を確保することに努めること。要するに、収支報告書やその添付資料そして調査研究の成果を自治体のホームページで公開するなど徹底することです。俺たちはどこから見られても大丈夫なんだというシステムを作っていくということが大事だと思います。したがって、自信を持って公開できる事が大事です。こうした公開がないと、オンブズマンから狙い打ちにされるのだと思います。

(質問)

本日は先生におかれましては、政務活動費を中心に、分りやすく御教授頂けたのですが、この質問、自治体とかによって変わるのかも知れないのですが、先生がこちらに来られてから知らされたと思うのですが、県下のある自治体が不祥事を起こして、政務調査費を全部なくしてしまった、それは、まったくおかしな話で、困ったことだと思ったうえでの質問です。実際小牧市は、一人当たりひと月に2万5000円、年間あたり30万円お預かりさせて頂いておまして、先日、事務局の方から、政務活動費を、そろそろしめます、きっちり報告の準備してくださいと言われました。先生が言われたとおり、大量に変なものを買わないでくださいと言われたことがありましたが、先生から見まして、政務活動費の量、金額とかは、どのような見解があるのかなど。このくらいじゃないとか、自治体の、何を根拠にそういうのを考えられるのかを教えてください。

(田中)

僕は、調査研究に必要な経費は、自治体の規模によって極端に違うとは思わないです。市長など執行部の報酬が自治体の体力（税収）に応じて違うというのは分りますけれど、政務活動費まで連動することはないと思います。兵庫県の県議の場合、月額 50 万円（年 600 万円）、小牧市は年 30 万円だそうです。つまり、兵庫県の 1 か月分にも満たない。しかし、あるアイテム、事柄に関して調査研究することについては、小牧市と兵庫県とでそんなに差がある筈ない。何故なら議員の皆さんの調査研究や資質を向上させるための補助ですから、体力によってある程度金額が違うというのは止むを得ないのかもしれないけれども、十倍も違うのは、合理的なのか。僕は、そういう疑問を持っています。それから、ご指摘の政務活動費をゼロにした自治体があったそうですが、それは間違いだと思います。過剰反応です。不適切な支出があったからと言って、議員の調査研究費を全てなくしても良いということにはなりません。「熱物に懲りて膾（なます）を吹く」ようなものです。次に、政務活動費の相場はいくらが適切かについては、それは僕に聞かれても分かりません。それこそニーズに合わせて調査研究するしかないです。

おわりに

先程話をした、パソコンやビデオカメラを任期終了直前に購入し、政務活動費から支出したという事件がありました。次の選挙に立候補しないのであれば、何のために買ったのか。まるで泥棒です。もう一度原点に戻って、この政務活動費は誰から出ているお金なのかに思いを至せば、そんなことをする筈がない。それは結局、使命を忘れて公金に手を出したのと同じことになります。使命感は政治家の大事な資質です。

最後に、政治家に求められる資質は何かについて、マックス・ウェーバーという社会学者が「職業としての政治」²⁷の中で指摘しています。皆様の参考になるとと思いますので、紹介します。

「政治家にとっては、情熱－責任感－判断力の三つの資質がとくに重要であるといえよう。」ここで情熱とは、情熱的献身だと書いています。ただ、それは「単なる情熱だけでは充分でない。情熱は、それが「仕事」への奉仕として、責任性と結びつき、この仕事に対する責任性が行為の決定

²⁷ マックス・ウェーバー著、脇圭平訳「職業としての政治」（岩波文庫）。

的な規準となった時に、はじめて政治家をつくり出す。」と言っています。つまり、情熱がまずなければいけません。ただ、それは仕事への責任と結びついての情熱なのです。そしてそのための判断力、「これは政治家の決定的な心理的資質であるが必要である。すなわち精神を集中して冷静さを失わず、現実をあるがままに受けとめる能力、つまり事物と人間に対して距離を置いて見ること」が大切だということです。政治家は、何のために政治家になったのだろうか。この会場には、次の選挙で立候補を予定されている方、まだ議員でない方もいらっしゃるそうです。そういう方は、もう一度政治家になろうとする原点はどこにあるのだろうかということをお考えいただいて、当選したときは、情熱と責任感と判断力とこの三つを基軸にして、議員活動を展開されればと思います。

生意気なことを、高い席から申し上げましたが、僕の話が、皆さんが、良き小牧市議会議員として、小牧市に貢献される、その一助となることを祈念しております。皆さんの議員活動の役に立てれば幸いです。ご静聴ありがとうございました。（拍手）

本稿は、2019（平成 31）年 2 月 15 日、愛知県小牧市の市議会議員の研修会での講演速記録に加筆修正したものである。